

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）施行令10条3項の規定に基づいて、平成28年7月29日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の再交付処分のうち、請求人の心臓機能障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を4級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、より上位の等級への変更を求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件障害はより上位の等級に相当するものであるとして、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

かねてから睡眠時無呼吸症候群と言われていたが、最近では、本などを見ていて、無性に眠くなり寝てしまう。医師の診断では、脳梗塞、心筋梗塞を患ったことからくる心臓喘息が原因で、1分

間に1度無呼吸を起こしていて重症であるとのことだった。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|------------|-------------|
| 平成29年1月16日 | 諮問 |
| 平成29年2月16日 | 審議（第6回第3部会） |
| 平成29年3月24日 | 審議（第7回第3部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法施行令6条1項は、法15条4項の規定により手帳を交付する場合に、都道府県知事（以下「知事」という。）は、その障害程度に変化が生じることが予想される等必要があると認められるときは、手帳の交付とともに、法17条の2第1項の規定による診査を受けるべき旨を、申請者に対して文書で通知しなければならないとする。法施行令7条は、当該診査を行った市町村長は、診査により、手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めた場合は、その者の居住地の知事に通知しなければならないとす。同10条3項は、当該通知により、知事は、障害程度に重大な変化が生じたと認めた場合は、先に交付した障害者手帳と引換えに、その者に対し新たな身体障害者手帳を交付することができるとする。

そして、当該診査は法15条1項に規定する知事の定める医師の診断書に基づいて行われることからすれば、知事による手帳再交付に係る障害程度の再認定は、市町村長からの通知及び上記医師の診断書の内容に基づいて行われるべきものと解される。

- (2) 身体障害者手帳の障害程度等級の認定判断について、東京都では、都規則及びその受任規程である東京都身体障害認定基準（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」といい、認定基準別紙「障害程度等級表解説」を以下「等級表解説」という。）を定め、その認定判断を行っている（都規則5条）。また、等級表のうち、心臓機能障害に係る部分は、以下の表のとおりであり、等級表解説は、心臓機能障害の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙3のとおり規定している。

| 級別 | 心臓機能障害 |
|----|-----------------------------------|
| 1級 | 心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの |
| 2級 | |
| 3級 | 心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの |
| 4級 | 心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |

2 以上を前提に、以下、本件について検討していく。

- (1) 本件通知書は本件障害に係る診査結果を「軽減化」としている。
- (2) 等級表解説では、ペースメーカー植え込み後の再認定において、メッツの値が4以上である場合には、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」として等級表4級に該当する障害とされているところ（別紙3・第4・1・(3)及び同3・(4)・イ・c）、本件診断書には、総合所見（別紙1・I・⑤）及び身体活動能力（運動強度）（別紙1・II・9）に6メッツである旨記載されていることからすれば、本件障害の程度は、等級表4

級に該当するものと認められる。

また、等級表解説では、診断書の「活動能力の程度」の欄と等級の関係について「イ又はウ」に該当する場合は、等級表の4級相当とされているところ（別紙2・（注））、本件診断書の活動能力の程度は、「イ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの」（別紙1・Ⅱ・6）と記載されていることからすれば、等級表の4級相当に該当するものと認められる。

さらに、本件診断書に記載された法15条3項の医師の意見においても「4級相当」とされている。

- (3) 本件通知書及び本件診断書について認定基準及び等級表解説に照らして総合的に判断すると、請求人の心臓機能障害は「心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの（3級）」に至っていると認められず、「心臓機能障害（4級）」として、障害等級4級と判断するのが相当である（別紙3・第4・1・(3)・ウ）。

- 3 請求人は上記第3に記載のとおり主張しているところであるが、上記1のとおり、障害等級の認定に係る判断は、本件通知書及び本件診断書の記載内容に基づいてなされるべきものであり、本件通知書及び本件診断書によれば、請求人の障害程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、「障害等級4級」と認定することが相当であることは上記2のとおりであるため、本件処分に違法又は不当と認められる点はなく、請求人の主張には理由がないというほかない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適

正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1 (略)

別紙2 (略)

別紙3 (略)